

会員家族割引制度のご案内

会員の皆様をご家族さまとのプレーをより楽しんでいただくため、「会員家族割引制度」を設立しました。ご希望の方は以下規定をご理解のうえ、倶楽部フロントにて登録申請の手続きをお願いいたします。

記

登録可能対象者

東京五日市カントリー倶楽部正会員及び平日会員の以下に示す二親等以内の者。

- ・会員本人の配偶者及びその両親、兄弟
- ・会員本人の子及びその配偶者
- ・会員本人の孫及びその配偶者
- ・会員本人の兄弟とその配偶者
- ・会員本人の両親

登録申請

会員家族割引制度を利用する会員は以下の資料と申請書を、登録料を添えて倶楽部に収めることとする。

登録料

3,000円（税別）／1人

申請書類

申請前3カ月以内発行の戸籍謄本や住民票など、その親族関係を証明する公的な書類。

割引料金

平日 季節ビジター料金より3,000円割引

土日祝 季節ビジター料金より5,000円割引（正会員家族のみ）

利用規定

- ・会員家族はビジター扱いとする。
- ・月曜セルフデーや特別料金設定日は適用外とする。
- ・コンペパックや他割引との併用は不可とする。
- ・予約は会員より受け付ける。
- ・施設利用はプレー日のみとする。
- ・登録者の氏名や続柄が変更になった場合は、すみやかに倶楽部へ報告すること。

以上